

鳥栖基山都市計画道路の 変更(廃止)について



平成24年7月19日

鳥栖市都市整備課



説明内容

1. 都市計画道路の変更(廃止)について
2. これまでの経緯
3. 今後のスケジュール

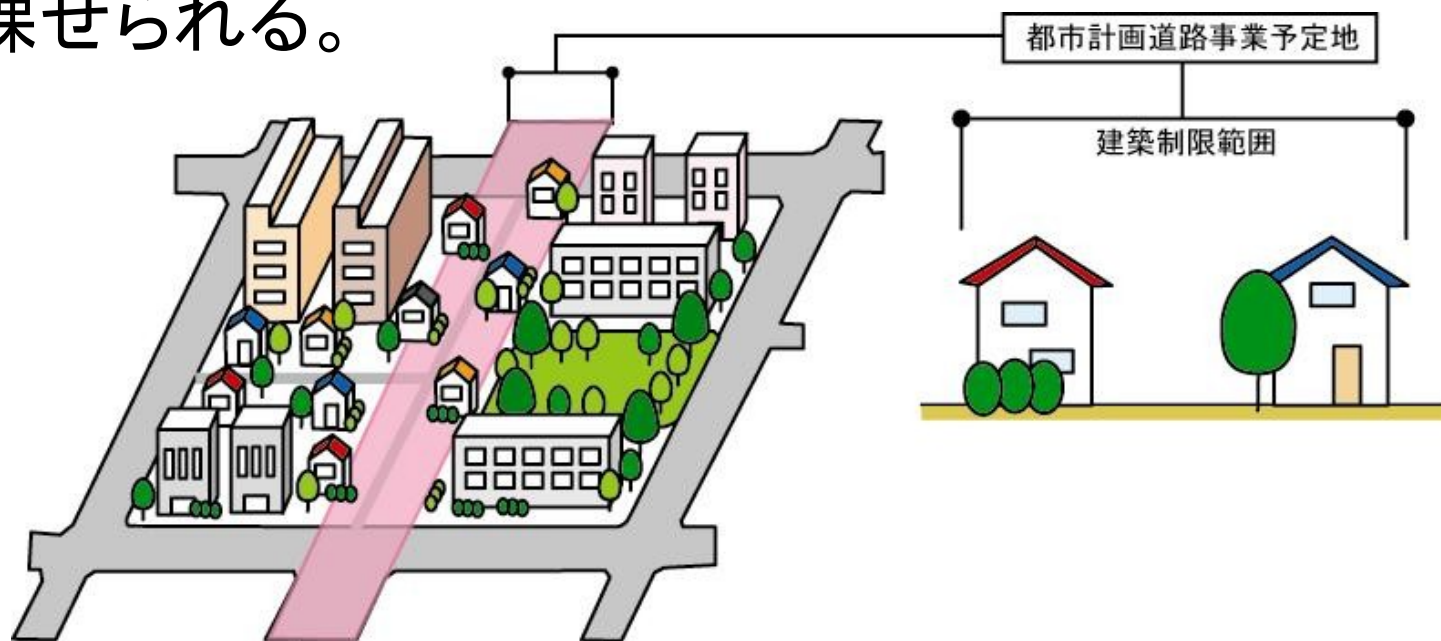
1. 都市計画道路の変更(廃止)について

都市計画道路とは

- 法律（都市計画法）に基づいて、**あらかじめルート・幅員などが決められた都市の骨格となる道路**のことです。
- 都市計画道路は、**将来の都市像を踏まえて計画**されます。

■ 都市計画道路区域内での建築規制(53条規制)

○将来の事業が円滑に実施できるよう、建築について規制が課せられる。



都市施設の計画された区域では、**一定規模以上の建物に規制**がかけられる。

都市計画道路見直しの実施

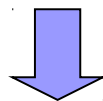
都市計画道路の整備には、

- ①多額の費用
- ②長い年月

がかかる。

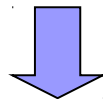
約1／3が未整備

そのため、



長期間(30年以上)未整備の都市計画道路を見直し
※鳥栖駅田代本町線も見直しの対象

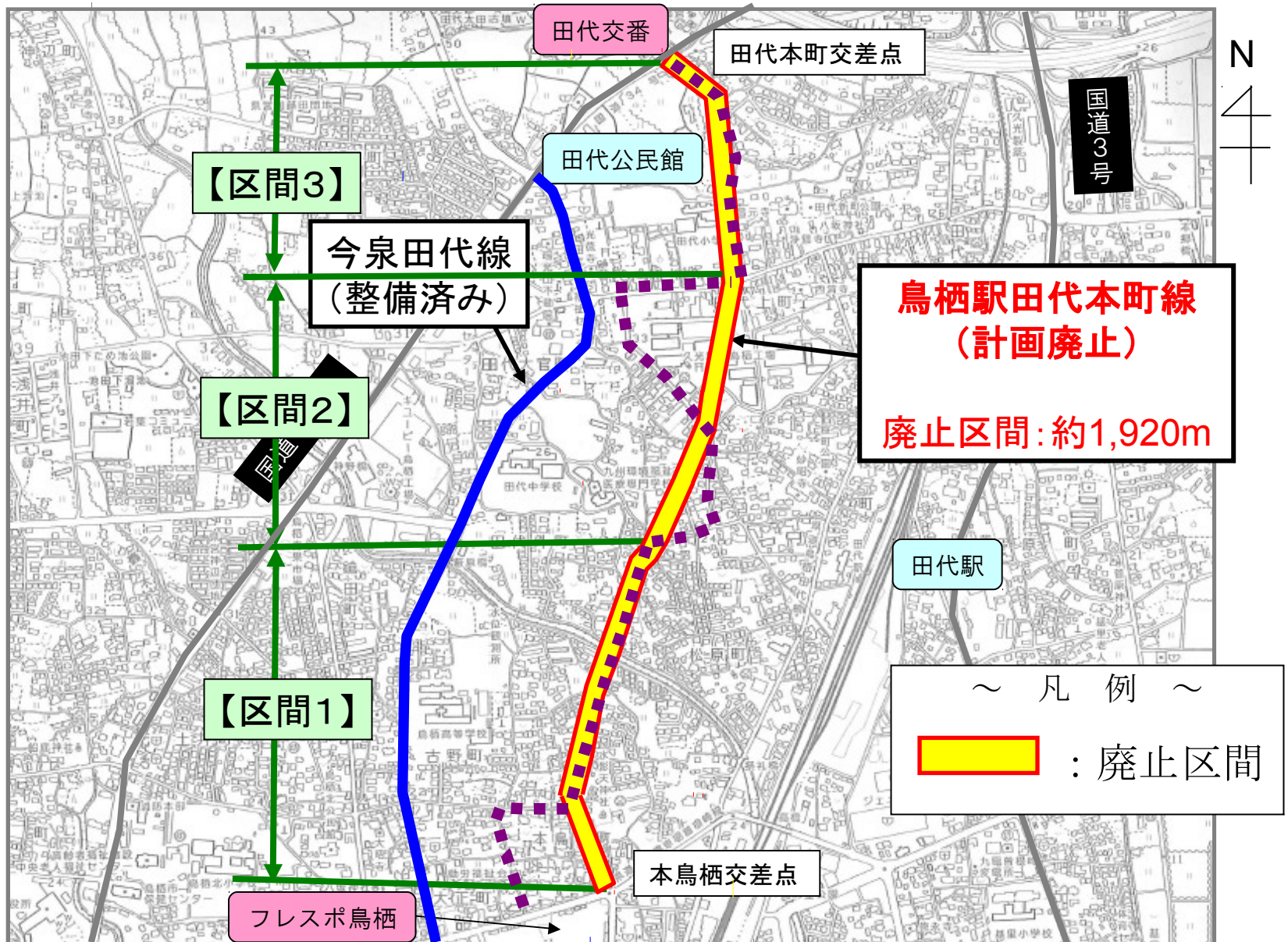
見直しの結果、



鳥栖駅田代本町線は「計画廃止」の方針と決定

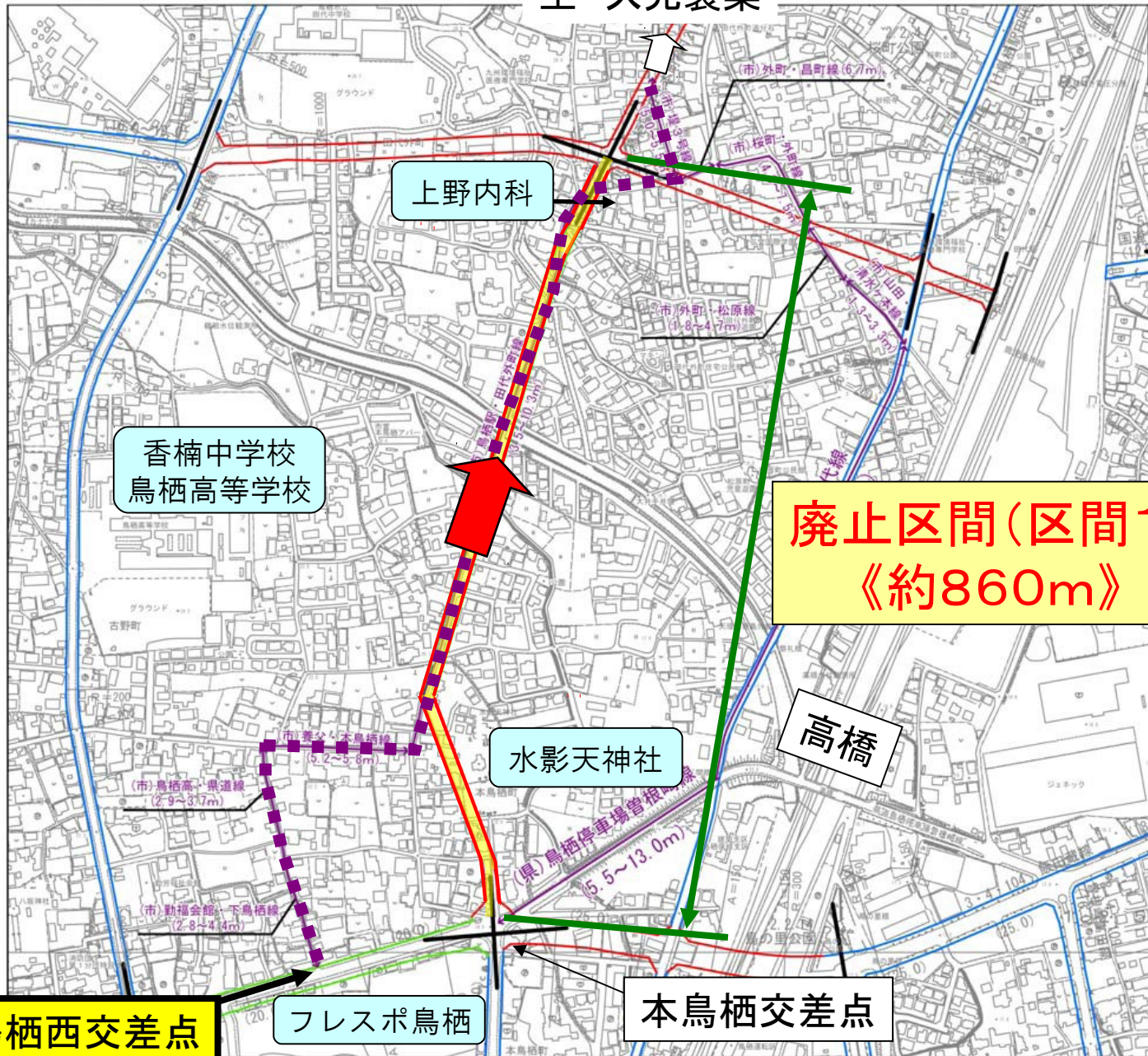
鳥栖駅田代本町線(計画決定:昭和31年1月12日)

⇒ 未整備の区間(約1,920m)を計画廃止



至 久光製薬

【区間1】



上野内科

香楠中学校
鳥栖高等学校

廃止区間(区間1)
《約860m》

水影天神社

高橋

本鳥栖西交差点

プレスポ鳥栖

本鳥栖交差点

代替路線(区間1)

川原田橋
(大木川)

公園

至 上野内科



【区間2】



田代小学校

久光製薬

田代外町
公民館

田代中学校

上野内科

廃止区間(区間2)
《約560m》

【区間1】

代替路線(区間2)

田代外町公民館



至 久光製薬正門方面

【区間3】

国道34号

田代本町交差点

田代交番

酒井電気

田代公民館

田代小学校

廃止区間(区間3)
《約500m》

八坂神社

県道 鳥栖田代線



代替路線(区間3)

Panasonic

電'S 酒井

酒井電気

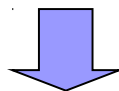


至 国道34号

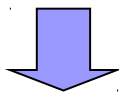
2. これまでの経緯

都市計画道路の見直しの必要性

都市計画道路の多くが、昭和30年～40年頃に決定されているが、その中には、**事業に未着手の都市計画道路がある**。



長期にわたって事業未着手の都市計画道路では、決定された当時と現在で、社会情勢が大きく変化し、**整備目的が失われている可能性がある**。



長期未着手の都市計画道路を見直す

都市計画道路見直しの経緯

鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会

第1回(H20.9.3)	第2回(H20.12.3)	第3回(H22.3.3)
鳥栖市都市計画道路の現状と見直しの必要性	見直し方針、評価手法、評価項目の検討	評価結果(交通量の検証含む)、見直し計画(案)の確認

市長へ提案書提出(平成22年3月)

●見直しの基本的な考え方の作成

●見直し対象区間の設定

整備の必要性・実現性等の評価

●見直し計画(案)の作成

①見直し候補路線の選定
②路線別見直し方針

●見直し計画の策定
(H22.7.26)

第1回パブリックコメント
(基本的な考え方)

第2回パブリックコメント
(見直し方法、重視すべき評価項目)

市民アンケート
(重視すべき評価項目)

第3回パブリックコメント
(見直し計画)

都市計画の変更へ

(平成20年2月実施)

(平成21年1月実施)

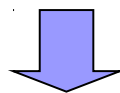
(平成21年2~3月実施)

(平成22年4~5月実施)

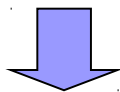
(平成22年度以降)

見直し計画の内容

「長期間(30年以上)事業に着手していない都市計画道路」を見直しの対象とする。



対象路線(区間)ごとに方針を決定




対象路線の中で、**必要性が低下した路線(区間)**は『**廃止**』という方針に決定

見直し計画



今回諮問を実施

廃止完了

	存続
	内容再検討
	変更
	廃止
	代替路線候補

「廃止」となった主な理由

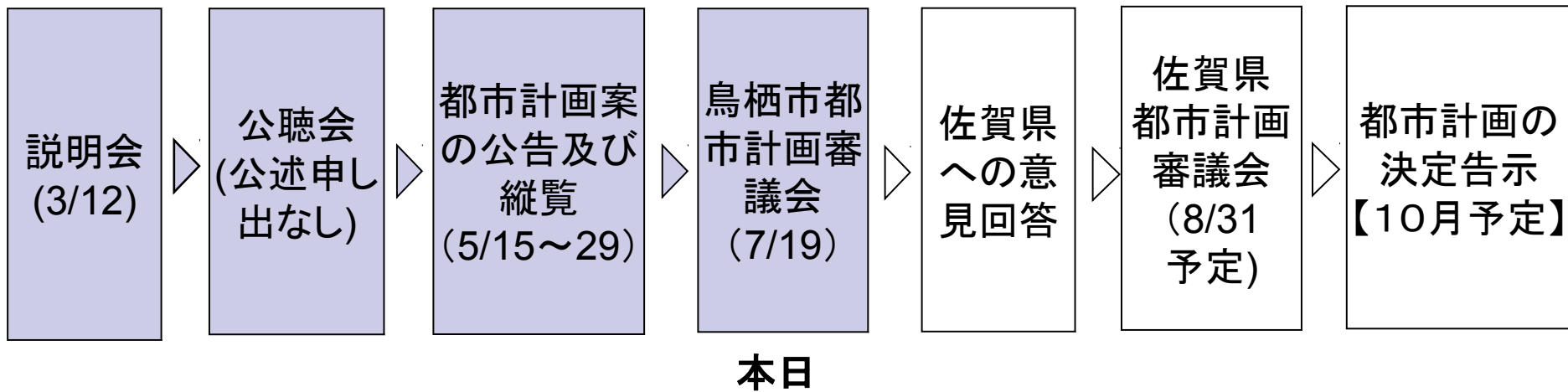
1. 計画区域内に住宅等が密集しており、整備の**実現性が低い**。
2. 同じような機能を持つ**代替道路が近くにあり、計画廃止による影響が少ない**。
3. 「計画廃止」となっても、**将来の交通量を処理できる**検証結果である。等

都市計画道路が廃止となったら？

- 現在ご利用されている道路を、廃止するものではありませんので、日常の移動に影響はありません。
- 計画区域内での都市計画道路としての**建築規制(53条規制)**が無くなる。

3. 今後のスケジュール

◆都市計画変更の今後のスケジュール



ご静聴いただき
ありがとうございました